

平成 27 年度 災害時要援護者支援事業に係る名簿提供等について（情報提供）

災害時要援護者支援事業におきましては、日頃の支え合いの取組等を進めていただいているところ、昨年度は、協定の再締結に御協力いただき御礼申し上げます。

今年度の災害時要援護者支援事業に係る名簿提供等につきまして、次のとおり実施しますので、お知らせいたします。

1 実施概要

(1) 要援護者名簿の提供

① 名簿提供までの流れ

▽新たに要援護者となった方(※裏面参照)への同意確認書の発送 ⇒11月下旬

→同意確認書の返送〆切 ⇒12月中旬

▽自治会・町内会長への名簿の提供 ⇒2月下旬

※今年度以降毎年名簿を提供します。(昨年度までは2年に1回)

② 名簿登載対象者

前回の名簿提供時点から新たに加わった要援護者のうち同意確認書で同意された方

③ 名簿の提供方法

◇連合単位の協定の場合 : 2月22日の区連会でお渡し

◇単位町内会単位の協定の場合 : 2月末の各地区連で地区担当がお渡し

(2) 個人情報保護に関する研修 ⇒随時

区役所から提供された名簿の取扱いについて、情報管理者及び情報取扱者全員を対象に、地域において研修を実施していただくことになっており、現在、研修用DVDを作成中です。(8月頃完成予定。改めてお知らせいたします。)

2 新規協定締結について

随時受け付けておりますので、地域力支援チーム地区担当又は裏面担当へご相談ください。

なお、10月末までに協定を締結いただきますと、今年度分から名簿を提供いたします。

3 スケジュール（まとめ）

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
				同意確認書 発送			名簿提供	
新規協定締結(→H28.2月名簿提供)				新規協定締結(→H29.2月名簿提供)				
地域における個人情報保護に関する研修								

【参考】要援護者について

① 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方

ア 要介護3以上の方

イ 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方

ウ 認知症のある方（要介護2以下で、認知症の日常生活自立度がⅡ以上の方）

② 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、難病患者

③ 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳1～3級の方

④ 療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方

担当 港北区高齢・障害支援課 安藤、山口

電話 045-540-2343

FAX 045-540-2396